



流 情 個 審 答 申 第 1 号  
平 成 2 6 年 1 2 月 2 5 日

流 山 市 長 井 崎 義 治 様

流 山 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査  
会 長 石 井 康 晴



オンライン結合による個人情報の外部提供について（答申）

平成26年12月11日付け流介第626号で諮問のあった、在宅医療連携拠点事業の実施に係る医療及び介護関係者のネットワークの構築に当たってのオンライン結合については、当該事業が医療機関、訪問看護ステーション等の医療の領域と、介護支援専門員を始めとする介護の領域の連携の強化を図ることにより、在宅療養者の生活の質を保ち、自宅での生活を継続するための良質なサービスを提供するために行われるものであることに鑑みると、流山市個人情報保護条例第9条第2項に規定するオンライン結合に必要な公益性を十分に備えるものと考えます。

しかし、当該事業の実施により扱うこととなる個人情報が、利用者の身体・生活機能情報、医療・介護情報、障害等認定情報等の秘匿性の極めて高いもの（いわゆるセンシティブ情報）であることから、事業の実施に伴い導入するネットワークの構築及び運用に当たっては、次の点に十分に留意の上、オンライン結合がなされるべきであることを申し添えて答申とします。

#### 記

- 1 個人情報の保護対策として、流山市個人情報オンライン結合の基準並びに総務省の「ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン」及び厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠したシステムが構築されるようオンラインシステムの仕様が作成され、かつ、これによる委託事業者の選定やネットワークの運営が維持されるべきであること。